

(令和6年8月21日)



令和6年

美濃加茂市議会第3回定例会

記者発表資料

日程等及び条例案の概要説明資料

美濃加茂市

## 目 次

- 1 令和 6 年美濃加茂市議会第 3 回定例会会期及び議事日程(案) . . . . . 1
- 2 令和 6 年美濃加茂市議会第 3 回定例会提出予定議案 . . . . . 2
- 3 条例案の概要 . . . . . 4

## 令和6年美濃加茂市議会第3回定例会会期及び議事日程(案)

1. 会 期 8月28日(水)から9月27日(金)までの31日間

2. 議事日程

日次	月	日	曜日	開 議	区 分	摘 要
第1日	8	28	水	午前9時	本会議	提案説明
2		29	木		休会	議案精読
3		30	金			
4		31	土			
5	9	1	日			
6		2	月			
7		3	火			
8		4	水			
9		5	木			
10		6	金			
11		7	土			
12		8	日			
13		9	月			
14		10	火			
15		11	水	午前9時		
16		12	木	午前9時	本会議	市政一般に対する質問
17		13	金	午前9時	本会議	市政一般に対する質問・ 質疑・委員会付託
18		14	土		休会	
19		15	日			
20		16	月			
21		17	火	午前9時	委員会	予算決算常任委員会
22		18	水	午前9時	委員会	予算決算常任委員会
23		19	木	午前9時	委員会	文教民生常任委員会
24		20	金	午前9時	委員会	企画建設常任委員会
25		21	土		休会	委員会審査結果まとめ
26		22	日			
27		23	月			
28		24	火			
29		25	水			
30		26	木			
31		27	金	各委員会終了後		

3. 備 考

- (1) 招 集 告 示 8月21日(水)
- (2) 一般質問通告期間 8月21日(水)午前9時から8月28日(水)午後1時まで
- (3) 質 疑 通 告 期 限 9月10日(火)午後5時まで
- (4) 議 会 運 営 委 員 会 8月26日(月)午前9時から  
(提出予定議案等説明会 8月19日(月)午前9時から)

令和6年美濃加茂市議会第3回定例会提出予定議案

【執行部関係】

議案番号	議案名	主管課	提出理由の概要
議第64号	美濃加茂市公の施設使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について	ひとづくり課	生涯学習施設等の使用料等を受益と負担の公平性、施設の管理運営改善の確保を目的に、直近の施設維持管理費を基準に算定した額に見直すために条例を改正するもの
議第65号	美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例について	スポーツ振興課	総合運動場として、美濃加茂市牧野ふれあい広場の設置にあたり、所要の改正を行うもの
議第66号	美濃加茂市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	健康課	業務のための「準備」、「片付け」、「再チェック」、「改善のための検討」などの時間を確保し、サービスの質の維持・向上を図ることを目的に、美濃加茂市役所庁舎の開庁時間を変更されます。それに合わせて、公の施設である保健センターの開館時間を変更するもの
議第67号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	国保年金課	国民健康保険法等の改正に伴い所要の改正を行うもの
議第68号	令和6年度美濃加茂市一般会計補正予算（第2号）	財政課	補正額 477,990千円 補正後総予算額 24,570,023千円
議第69号	令和6年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第2号）	国保年金課	補正額 28,404千円 補正後総予算額 5,162,564千円
議第70号	令和6年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第2号）	高齢福祉課	補正額 81,111千円 補正後総予算額 4,233,411千円
議第71号	文化会館舞台機構設備更新工事の請負契約の締結について	ひとづくり課	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約について議決を求めるもの
議第72号	牧野ふれあい広場陸上競技場整備（その2）工事の請負契約の締結について	スポーツ振興課	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約について議決を求めるもの
議第73号	市道路線の認定について	土木課	市道前平535号線の認定
議第74号	美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	キャリアサポート課	宮口誠氏の任期満了に伴う後任委員の選任同意
諮第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	ひとづくり課	伊藤左千江氏の任期満了に伴う後任委員の推薦
諮第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	ひとづくり課	横山俊二氏の任期満了に伴う後任委員の推薦
諮第3号	人権擁護委員の候補者の推薦について	ひとづくり課	木澤孝彦氏の任期満了に伴う後任委員の推薦
認第1号	令和5年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課	歳入総額 25,086,713千円 歳出総額 23,416,124千円 歳入歳出差引額 1,670,589千円
認第2号	令和5年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について	国保年金課	歳入総額 4,965,229千円 歳出総額 4,859,168千円 歳入歳出差引額 106,061千円
認第3号	令和5年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について	高齢福祉課	歳入総額 4,254,823千円 歳出総額 4,165,788千円 歳入歳出差引額 89,035千円
認第4号	令和5年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について	国保年金課	歳入総額 778,918千円 歳出総額 739,360千円 歳入歳出差引額 39,558千円
認第5号	令和5年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について	高齢福祉課	歳入総額 37,114千円 歳出総額 36,390千円 歳入歳出差引額 724千円

認第6号	令和5年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について	総務課	歳入総額 2,492千円 歳出総額 1,188千円 歳入歳出差引額 1,304千円
認第7号	令和5年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について	総務課	歳入総額 1,280千円 歳出総額 558千円 歳入歳出差引額 722千円
認第8号	令和5年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について	上下水道課	○ 収益的収入及び支出（税抜き） 収入決算額 1,532,463千円 支出決算額 1,379,883千円 純利益 152,580千円 ○ 資本的収入及び支出（税込み） 収入決算額 217,392千円 支出決算額 720,600千円 （不足分は過年度分損益勘定留保資金等で補てん）
認第9号	令和5年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について	上下水道課	○ 収益的収入及び支出（税抜き） 収入決算額 2,146,231千円 支出決算額 2,095,511千円 純利益 50,720千円 ○ 資本的収入及び支出（税込み） 収入決算額 1,343,529千円 支出決算額 1,885,202千円 （不足分は過年度分損益勘定留保資金等で補てん）

〔議第64号〕

美濃加茂市公の施設使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について

【議案書：1頁】

◎ 改正の概要

生涯学習施設等の使用料等を受益と負担の公平性、施設の管理運営改善の確保を目的に、直近の施設維持管理費を基準に算定した額に見直すために条例を改正するものです。

令和2年度から令和4年度までの施設にかかる費用のうち、財産の形成につながらないランニングコストを算出し、その費用を受益者が負担するものとして各公共施設の使用料等を決定したものです。

使用料等の金額は、100円未満の端数を切り捨てたものです。なお、激変緩和措置として増減は2割以内に抑えます。

総合福祉会館を除く各施設で施設予約システムの更新を予定しており、その運用開始に間に合うよう、必要な改正を進めるものです。

また、使用料等の金額は、消費税・地方消費税を含んでいます。

◎ 改正の主な内容

○ 一部改正をする条例

- ・美濃加茂市総合運動場条例（第1条関係）
- ・美濃加茂市立図書館設置条例（第2条関係）
- ・美濃加茂市文化会館の設置及び管理に関する条例（第3条関係）
- ・美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例（第4条関係）
- ・美濃加茂市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（第5条関係）
- ・みのかも文化の森の設置及び管理に関する条例（第6条関係）
- ・美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例（第7条関係）

○ 使用料等の金額

各公共施設の使用料等の金額を見直します。

○ 使用料等の納付時期

各公共施設の使用料等の納付に関する規定を統一します。改正により、使用料等は、あらかじめ納付しなければならないものとし、ただし特別な理由があると市長が認めるときは、市長の定める期限までに納付することとします。

◎ 施行期日等（附則）

- 施行期日（第1項）

この条例は、令和6年10月1日から施行します。

○ 経過措置（第2項～第8項）

- (1) 改正後の美濃加茂市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例別表の規定 令和7年4月1日以後の利用に係る利用料に適用し、同日前の利用に係る利用料については従前の例によります。
- (2) 改正後の美濃加茂市総合運動場条例別表、美濃加茂市立図書館設置条例別表、美濃加茂市文化会館の設置及び管理に関する条例第11条（第1項の規定を除く。）及び別表、美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例別表、みのかも文化の森の設置及び管理に関する条例第11条（第1項の規定を除く。）及び別表並びに美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例第7条（第1項の規定を除く。）及び別表の規定 令和8年4月1日以後の使用に係る使用料に適用し、同日前の使用に係る使用料については従前の例によります。

◎ 改正の概要

総合運動場として、美濃加茂市牧野ふれあい広場（以下「ふれあい広場」という。）の設置にあたり、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 総合運動場の追加（第1条関係）

第1条第2項に規定する表中にふれあい広場に関する記載を加えます。

○ 休業日に関する規定の追加（第2条関係）

ふれあい広場の休業日を月曜日及び12月29日から翌年1月3日までとします。

○ 営業時間に関する規定の追加（第3条関係）

ふれあい広場の営業時間を期間区分に応じて定めます。

・ 10月から翌年2月までの間 午前8時から午後5時まで

・ 4月、5月、8月、9月及び3月の間 午前8時から午後6時まで

・ 6月及び7月の間 午前8時から午後7時まで

ただし、7月及び8月の土曜日、日曜日及び祝日に限り、午前7時から営業するものとします。

○ 使用料に関する規定の追加（別表第2関係）

ふれあい広場の使用料に関する表を加えます。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行します。

○ 準備行為（第2項）

ふれあい広場の使用の許可その他必要な準備行為は、施行日前においても、行うことができるものとします。

〔議第 66 号〕

美濃加茂市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について

【議案書：28頁】

◎ **改正の概要**

業務のための「準備」、「片付け」、「再チェック」、「改善のための検討」などの時間を確保し、サービスの質の維持・向上を図ることを目的に、美濃加茂市役所庁舎の開庁時間が変更されます。それに合わせて、公の施設である保健センターの開館時間を変更するものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **開館時間の変更（第6条関係）**

保健センターの開館時間の規定を改正します。

- ・改正前 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・改正後 午前8時45分から午後4時45分まで

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和6年11月1日から施行します。

## ◎ 改正の概要

## ○ 法改正情報

公布された法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）
条例改正に影響する施行日	令和6年12月2日
改正された法令	国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）
条例改正に影響する条	国民健康保険法第127条第1項 国民健康保険法施行令第1条、第1条の2、第1条の3、第2条、第3条第5項、第4条、第5条、第6条、第25条の2、第26条、第27条の2第1項、第28条の6、第29条の5及び第30条

## ○ 条例改正趣旨

令和5年に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、関係法令等の改正により、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られ、又徴収猶予の規定が改正されたことから、所要の改正を行うものです。

## ◎ 改正の主な内容

## ○ 徴収猶予（第36条関係）

徴収猶予することができる期間について、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年を徴収猶予する規定を加えます。

## ○ 罰則（第40条関係）

被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合における過料の規定を削ります。

◎ **施行期日等（附則）**

○ **施行期日（第1項）**

この条例は、令和6年12月2日から施行します。

○ **経過措置（第2項及び第3項）**

この条例による改正後の第36条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。

この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとします。